

瑞穂町行政評価委員会第 33 回補助金等審査分科会
審査・報告事項一覧

報告事項（5 件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
5 報告-15	福祉部 子育て応援課	瑞穂町保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金	1
5 報告-16	福祉部 子育て応援課	瑞穂町保育所及び幼稚園等における非常通報装置整備事業補助金	2
5 報告-17	都市整備部 都市計画課	瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金	3
5 報告-18	都市整備部 都市計画課	瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金	4
5 報告-19	教育部 教育指導課	瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金	5

・ 補助金の内容については、資料を参照願います。

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係
担当者名	池田 隼士
補助対象	町内認可保育所、保育所型認定こども園、小規模保育事業所及び認可外保育施設 計 11 園
規程等	保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付要綱（都） 瑞穂町保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付要綱
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	・実施主体：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係 ・対象経費：①送迎バスの子どもの置き去り防止に係る安全装置の設置等に係る経費 ②置き去り等の事故防止及び午睡時の事故防止に係る経費 ・補助金額：① 1, 000 千円/台 ② 2, 000 千円/園
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	令和4年9月に発生した園児置き去り事故を踏まえた緊急対策として、送迎バス等への安全装置の設置、その他置き去り等防止の支援など、子どもの安心・安全を確保するための取組を行います。 都が同様の事業を実施し、区市町村に対し補助率10／10の補助を行うことから、当該事業を実施するものです。
補助金額	① 300 千円（町内1園が使用するバス1台分） ② 12, 350 千円（10園分）
補助割合	都10／10
補助対象期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
その他	

○瑞穂町保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付要綱

令和5年9月11日
告示第194号

(目的)

第1条 この要綱は、保育所等における子どもの安全・安心を確保するため、一定の要件を満たす施設に対し、予算の範囲内で瑞穂町保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することを目的とする。

(補助対象施設)

第2条 補助の対象となる施設(以下「補助対象施設」という。)は、町の区域内に所在する次の各号のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条の規定により町長の確認を受け、適正な運営が確保されている次のいずれかに該当する施設
 - ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び東京都認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年東京都条例第174号)第3条第2項に規定する保育所型認定こども園
- (2) 子ども・子育て支援法第43条の規定により町長の確認を受け、適正な運営が確保されている次のいずれかに該当する事業所
 - ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所
 - イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所
 - ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所
- (3) 児童福祉法第59条の2の規定により届出を行っている認可外保育施設

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象施設において行う次に掲げる事業とする。

- (1) 送迎バスへの安全装置の設置
- (2) 国が作成した「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」等に基づく研修の実施及びマニュアル等の作成
- (3) その他送迎バスの安全点検、改修等の置き去り防止に係る取組
- (4) 前3号に掲げるもののほか、置き去り等の事故防止及び午睡時の事故防止

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費で、別表に定める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の補助対象経費に定める事業ごとに、補助基準額の欄に定める基準額と補助対象経費の欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助対象施設の運営を行う者(以下「補助対象事業者」という。)は、町長が指定する日までに、瑞穂町保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に町長が必要と認める書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請及び請求により補助金を交付することを適当と認めるときは、瑞穂町保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象事業者に通知し、補助金を補助対象事業者に交付するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後、速やかに、瑞穂町保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(交付額の確定)

第9条 町長は、前条に規定する実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、当該報告に係る

補助対象事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、瑞穂町保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金額確定通知書(様式第4号)により、補助対象事業者に通ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の目的に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めるとき。

(返還)

第11条 町長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、実績額を超える補助金が交付されているときは、期限を定め、その超える部分について返還させることができる。

(帳簿及び関係書類の整理及び保管)

第12条 補助対象事業者は、瑞穂町保育所等における送迎バス等安全対策支援事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業年度終了後5年間整理し、及び保管しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則(平成18年規則第11号)に定めるところによる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(この告示の失効等)
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条に規定する申請がされたものについてのこの告示の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第4条、第5条関係)

補助対象経費	補助基準額
1 送迎バスの置き去り防止事業 (1) 送迎バス用の安全装置の設置 係る機器等の導入経費(需用費、備品購入費、委託料、役務費、工事費、リース料等) ※国土交通省が策定した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドライン(令和4年12月20日公表)」に適合する性能基準を満たしたものに限るものとする。 (2) 国が作成した「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」等に基づく研修の実施及びマニュアル等の作成(需用費、講師謝金等) (3) その他送迎バスの安全点検、改修等の置き去り防止に係る取組(需用費、備品購入費、委託料、役務費、工事費、リース料等)	1台当たり 1,000千円
2 送迎バス以外の事故防止事業 置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止及び午睡時の事故防止に係る取組(需用費、備品購入費、委託料、役務費、工事費、リース料等)	1施設当たり 2,000千円

様式第1号(第6条関係)

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町保育所及び幼稚園等における非常通報装置整備事業補助金
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係
担当者名	池田 隼士
補助対象 町内認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び幼稚園 計 13 園	
規 程 等 保育所等非常通報装置整備事業補助金交付要綱（都） 瑞穂町保育所等非常通報装置整備事業補助金交付要綱 瑞穂町幼稚園等非常通報装置整備事業補助金交付要綱	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） ・実施主体：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係 ・対象経費：非常通報装置の設置及び機器の更新に当たり、①新規設置、②警察機関指令台回線の IP 網への移行に伴う取替、③電波法の改正に伴う取替のいずれかの要件を満たすもの。 ・補助金額：300 千円/園	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 非常通報装置の整備に関する事業に対し、その事業費の一部を補助することにより、児童の安全確保及び施設の安全管理の向上を図ります。 都が同様の事業を実施し、区市町村に対し補助率 10／10 の補助を行うことから、当該事業を実施するものです。また、現時点で都制度では幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）は対象外ですが、同様のスキームで補助を実施し、町内保育所等との公平性を担保するものです。	
補助金額 保育所等：1, 198 千円（4 園） 幼稚園等：600 千円（2 園）	
補助割合 都 10／10（保育所等） 町 10／10（幼稚園等）	
補助対象期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	
その他	

○瑞穂町保育所等非常通報装置整備事業補助金交付要綱

令和5年9月11日
告示第195号

(目的)

第1条 この要綱は、非常通報装置の整備に関する事業に対し、その事業費の一部を補助することにより、児童の安全確保及び施設の安全管理の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 補助の対象となる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、町の区域内に所在する次の各号のいずれかに該当する施設又は事業の設置者又は実施者とする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第31条の規定により町長の確認を受け、適正な運営が確保されている次のいずれかに該当する施設
 - ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び東京都認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年東京都条例第174号)第3条第2項に規定する保育所型認定こども園
- (2) 子ども・子育て支援法第43条の規定により町長の確認を受け、適正な運営が確保されている次のいずれかに該当する事業所
 - ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所
 - イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所
 - ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

(補助対象事業)

第3条 瑞穂町保育所等非常通報装置整備事業補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象事業者が、非常通報装置の設置及び機器の更新に当たり、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす事業とする。

- (1) 新規設置であること。
- (2) 警察機関指令台回線のIP網への移行に伴い、やむを得ず機器の取替えが必要であること。
- (3) 電波法(昭和25年法律第131号)の改正に伴い、やむを得ず機器の取替えが必要であること。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付額は、1施設当たり30万円を限度とし、予算の範囲内で補助するものとする。

(交付申請)

第6条 補助対象事業者は、瑞穂町保育所等非常通報装置整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは瑞穂町保育所等非常通報装置整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の不交付を決定したときは瑞穂町保育所等非常通報装置整備事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(交付請求等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、瑞穂町保育所等非常通報装置整備事業補助金交付請求書(様式第4号)により、町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに、補助金を交付するものとする。
(実績報告)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、町長が指定する日までに瑞穂町保育所等非常通報装置整備事業補助金実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助対象事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、瑞穂町保育所等非常通報装置整備事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第11条 町長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その決定を取り消し、及び

当該補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の目的に使用したとき。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

(帳簿その他の関係書類の整理及び保管)

第12条 補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理し、及び保管しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、[瑞穂町補助金等交付規則\(平成18年規則第11号\)](#)に定めるところによる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(この告示の失効等)
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに[第6条](#)に規定する申請がされたものについてのこの告示の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

[様式第1号\(第6条関係\)](#)

補助金等の創設に係る審査書

5 報告-17

補助金等名称	瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金
担当部署	都市整備部 都市計画課 計画・住宅係
担当者名	古川 隆弘
補助対象 次の要件すべてを満たすもの ①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 ②昭和56年5月以前に着工された建築物 ③道路幅員の概ね2分の1以上の高さの建築物	
規 程 等 瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付要綱	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 特定緊急輸送道路に指定された道路（国道16号、新青梅街道、都道166号、青梅街道の一部）に接する敷地の建築物のうち、一定要件に該当する建築物に対し、耐震診断、補強設計、耐震改修の義務又は努力義務を課し、その実施に対し一定の補助金を交付するものです。 なお、耐震診断に対する補助は、平成28年度末で終了しています。	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 震災時において避難、救急消火活動、緊急支援物資の輸送等を支える特定緊急輸送道路が、建築物の倒壊により閉塞されることを防止するため、沿道建築物の耐震化を推進し、震災から都民の生命と財産を保護するとともに首都機能を確保する必要があります。	
補助金額（補助対象金額） 補強設計 実際に補強設計に要する費用又は補助対象基準額（床面積×補助基準単価）のうちどちらか低い額 補助基準単価（1㎡当たりの上限額） 床面積1,000㎡以内の部分・・・5,000円／㎡ 床面積1,000㎡を超え 2,000㎡以内の部分・・・3,500円／㎡ 床面積2,000㎡を超える部分・・・2,000円／㎡	
補助割合 補強設計 5／12 [国1／4・都1／6]	
実施期間 補強設計 令和7年度まで	
その他	

瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付要綱

〔令和５年９月１１日
告示第１９７号〕

（目的）

第１条 この要綱は、地震発生時において、町の区域内（以下「町内」という。）の緊急輸送道路のうち、東京都が指定する特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、並びに広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の補強設計に要する費用を予算の範囲内で補助することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

（用語の定義）

第２条 この要綱において使用する用語は、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和３年３月３１日付け国住街第２２３号、国住市第１５６号。以下「国要綱」という。）及び東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成２３年東京都条例第３６号。以下「耐震化推進条例」という。）において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）補強設計 耐震診断に基づく建築物の補強工事の設計をいう。
- （２）耐震化指針 耐震化推進条例第６条第１項に規定する耐震化指針をいう。
- （３）特定緊急輸送道路 耐震化推進条例第７条第１項に規定する特定緊急輸送道路をいう。
- （４）分譲マンション ２以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号。以下「区分所有法」という。）第２条第２項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第２条第３項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるものであって、店舗等の用に供する部分の床面積

が延べ面積の2分の1未満のものを含む。)をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)

は、失効前の瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金交付要綱(平成24年告示第33号)に基づく補助を受け、耐震診断を実施(この要綱の施行前に耐震診断を実施した場合を含む。)した結果、耐震性が劣ると判断された建築物であって、次の各号のいずれも満たすものでなければならない。

- (1) 町内に所在する沿道建築物(国又は地方公共団体の所有するもの及びその他町長が指定するものを除く。)であること。
- (2) 建築物の敷地が特定緊急輸送道路に接していること。
- (3) 耐震化指針に適合していること。
- (4) 国要綱に基づく補助事業であること。
- (5) 当該補強設計について、耐震化推進条例第10条第1項各号に掲げる者のうちいずれかのものが行うものであること。
- (6) 当該補強設計は、当該耐震改修計画について、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)別添の指針に適合する水準にあるか否かについて、町長が指定する専門機関において評価を受けたものであること(木造建築物を除く。)
- (7) 当該補強設計において、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令に関して重大な違反が生じる場合は、その是正をすること。
- (8) 当該補強設計に関し、他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)

は、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 分譲マンション 当該建築物の管理組合又は区分所有者の代表者
- (2) 共同で所有する建築物 共有者全員によって合意された代表

者

（補助金額）

第5条 補助金の額は、次の表に掲げる額を限度として、補助対象建築物の補強設計に要する経費の額に、同表の補助率を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

限度額	補助率
床面積1,000㎡以内の部分の場合 5,000円／㎡以内の額	12分の5
床面積1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分の場合 3,500円／㎡以内の額	
床面積2,000㎡を超える部分の場合 2,000円／㎡以内の額	

（補助の限度）

第6条 補助は、同一の補助対象建築物に対して1回を限度とする。

（事前相談）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付申請（以下「交付申請」という。）をする前に町長に相談するものとする。

2 申請者は、前項の事前相談後に交付申請の技術的な内容について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第3項に規定する所管行政庁に事前に相談するものとする。

（全体設計の承認）

第8条 申請者は、当該補強設計が複数年度にわたる場合は、交付申請前に瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金全体設計（変更）承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。事業費を変更する場合も同様とする。ただし、いずれの場合においても令和7年度を最終年度とする。

（1）案内図

（2）配置図

- (3) 工程表（年度ごとの出来高が分かるもの）
 - (4) 見積書の写し（年度ごとの出来高が分かるもの）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、承認することを決定したときは、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金全体設計（変更）承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第9条 申請者は、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付申請書（様式第3号。次項において「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類（区分所有建築物にあつては代表者のもの）
- (2) 建築確認通知書の写し又は建築年月日を証する書類
- (3) 沿道建築物であることが確認できる書類
- (4) 補強設計者が耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者であることを証する書面の写し
- (5) 耐震診断報告書の写し（概要版）
- (6) 補強設計見積書の写し及び工程表（概要）
- (7) 代表者承諾書及び共有者全員の同意書（建物の所有者が複数の場合）
- (8) 管理組合の規約及び補強設計の実施を決議したことを証する書類（分譲マンションの管理組合の場合）
- (9) 法人全部事項証明書（法人の場合）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補強設計が複数年度にわたる場合における前条第2項の通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとする年度に交付申請をするものとする。この場合において、あらかじめ申請書及び前項各号に掲げる書類の審査を受けなければならない。

3 申請者は、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額があるときには、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでない

ときは、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第 10 条 町長は、前条第 1 項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、及び瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付決定通知書（様式第 4 号）又は瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金不交付決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第 11 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

（補強設計の実施）

第 12 条 補助事業者は、速やかに、補強設計の契約を行い、補強設計に着手するものとする。

2 前項に規定する契約は、補助金の交付決定前に締結をしてはならない。

3 補助事業者は、補強設計に着手したときは、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計着手届（様式第 6 号）に補強設計の契約書の写し及び工程表を添えて町長に提出するものとする。

（補強設計の変更）

第 13 条 補助事業者は、補助金の額に変更が生じない範囲において、次に掲げる補助対象事業の内容を変更しようとするときは、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計変更届出書（様式第 7 号）により町長に届け出なければならない。

（1）補助の対象となる部分の面積、配置、構造、形状又は仕上げの変更

（2）補強設計に係る工程の大幅な変更

（3）前 2 号に掲げるもののほか、申請内容の大幅な変更

2 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更する場合において、補助金の額に変更が生じるときは、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計変更申請書（様式第 8 号）を町長に提出し、あらかじめ、町長の承認を受けなければならない。

3 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当

と認めるときは、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計変更承認通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補強設計の中止）

第14条 補助事業者は、事情により補強設計を中止しようとするときは、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計中止届出書（様式第10号）を町長に届け出なければならない。

2 前項の届出があったときは、当該補助事業者が受けた補助金の交付決定については取り消したものとみなす。

（完了届）

第15条 補助事業者は、補強設計が完了したときは、速やかに、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計完了届（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）補強設計結果報告書の写し（評定書がある場合は、概要版）

（2）補強計画に係る評定書の写し（木造建築物を除く。）

（3）補強設計費用明細書の写し

（4）補強設計費用の領収書の写し

（5）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補助事業者（既に補助金の交付を受けた者を含む。）は、補強設計の完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金消費税仕入税額控除報告書（様式第12号）により、速やかに、町長に報告しなければならない。この場合において、町長が当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者はこれを納付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 町長は、前条第1項の瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計完了届を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付額確定通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 17 条 前条の通知を受けた者（以下「補助金額確定者」という。）は、速やかに、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付請求書（様式第 14 号）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第 18 条 町長は、前条の請求があったときは、遅滞なく、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金額確定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 19 条 町長は、補助事業者又は補助金額確定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付が決定されている補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付決定取消通知書（様式第 15 号）により当該補助事業者又は補助金額確定者に通知するものとする。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）偽りその他の不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（補助金の返還）

第 20 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、その全部又は一部について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（照会）

第 21 条 町長は、第 9 条第 1 項、第 13 条第 2 項及び第 15 条第 1 項に基づく補助金の交付申請等の審査に当たり、所管行政庁に技術的な内容について意見の照会を行うものとする。

（補則）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成 18 年規則第 11 号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
(この告示の失効等)
- 2 この告示は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日前に、この告示に基づき交付された補助金に係る実績報告、補助金の返還等の手続に関する規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

補助金等の創設に係る審査書

5 報告-18

補助金等名称	瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金		
担当部署	都市整備部 都市計画課 計画・住宅係		
担当者名	古川 隆弘		
補助対象	次の要件すべてを満たすもの ①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物 ②昭和56年5月以前に着工された建築物 ③道路幅員の概ね2分の1以上の高さの建築物		
規程等	瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金交付要綱		
事業概要	(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること) 特定緊急輸送道路に指定された道路(国道16号、新青梅街道、都道166号、青梅街道の一部)に接する敷地の建築物のうち、一定要件に該当する建築物に対し、耐震診断、補強設計、耐震改修の義務又は努力義務を課し、その実施に対し一定の補助金を交付するものです。 なお、耐震診断に対する補助は、平成28年度末で終了しています。		
補助の必要性	(できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること) 震災時において避難、救急消火活動、緊急支援物資の輸送等を支える特定緊急輸送道路が、建築物の倒壊により閉塞されることを防止するため、沿道建築物の耐震化を推進し、震災から都民の生命と財産を保護するとともに首都機能を確保する必要があります。		
補助金額(補助対象金額)	耐震改修 実際に耐震改修工事に要する費用又は補助対象基準額(床面積×補助基準単価)のうちどちらか低い額 限度額 51,200円/㎡以内(512,000,000円/棟以内)、(マンションにあっては、50,200円/㎡以内(502,000,000円/棟以内))。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は83,800円/㎡以内(838,000,000円/棟以内)。 なお、住宅(マンションを除く。)にあっては、34,100円/㎡以内(341,000,000円/棟以内)。		
補助割合	耐震改修 5,000㎡以下 11/30 [国1/ 5・都1/ 6] 5,000㎡超 11/60 [国1/ 10・都1/ 12]		
実施期間	耐震改修 令和7年度まで		
その他			

瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金交付要綱

〔令和５年９月１１日〕
告示第１９８号

（目的）

第１条 この要綱は、地震発生時において、町の区域内（以下「町内」という。）の緊急輸送道路のうち、東京都が指定する特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、並びに広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の耐震改修、建替え又は除却（以下「耐震改修等」という。）に要する経費を予算の範囲内で補助することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

（用語の定義）

第２条 この要綱において使用する用語は、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱（令和３年３月３１日付け国住街第２２３号、国住市第１５６号。以下「国要綱」という。）及び東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成２３年東京都条例第３６号。以下「耐震化推進条例」という。）において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）補強設計 耐震診断に基づく建築物の補強工事の設計をいう。
- （２）耐震化指針 耐震化推進条例第６条第１項に規定する耐震化指針をいう。
- （３）特定緊急輸送道路 耐震化推進条例第７条第１項に規定する特定緊急輸送道路をいう。
- （４）分譲マンション ２以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号。以下「区分所有法」という。）第２条第２項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第２条第３項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるものであって、店舗等の用に供する部分の床面積

が延べ面積の2分の1未満のものを含む。)をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)

は、失効前の瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金交付要綱(平成24年告示第33号)及び瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計補助金交付要綱(令和5年告示第197号)に基づく補助を受け、耐震診断等を実施(この要綱の施行前に耐震診断等を実施した場合を含む。)した結果、耐震性が劣ると判断された建築物で、次の各号のいずれも満たすものでなければならない。ただし、建替え及び除却にあっては、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断補助金交付要綱に基づく補助を受け、耐震診断を実施(この要綱の施行前に耐震診断を実施した場合を含む。)した結果、耐震性が劣ると判断された建築物で、次の第1号から第6号までのいずれも満たすものでなければならない。

- (1) 町内に所在する沿道建築物(国又は地方公共団体の所有するもの及びその他町長が指定するものを除く。)であること。
- (2) 建築物の敷地が特定緊急輸送道路に接していること。
- (3) 耐震化指針に適合していること。
- (4) 国要綱に基づく補助事業であること。
- (5) 構造が耐震上著しく危険であると認められること又は劣化により耐震上著しく危険であると認められるものであること。
- (6) 耐震診断の結果、 I_s (非木造建築物における構造耐震指標)の値が0.6未満又は I_w (木造建築物における構造耐震指標)の値が1.0未満であること若しくは倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- (7) 耐震改修後に I_s の値が0.6以上又は I_w の値が1.0以上となることが確実に見込まれること。
- (8) 当該耐震改修が、当該耐震改修計画について建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に適合する水準にあるか否かについて、町長が指定する専門機関において評定を取得して実施するものであること(木造建築物を除く。))。

(9) 当該耐震改修において、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）及び関係法令に関して重大な違反が生じる場合は、その是正が同時になされること。

(1 0) 当該耐震改修に関し、他の補助金等の交付を受けていないこと。

（補助対象者）

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる者とする。

(1) 分譲マンション 当該建築物の管理組合又は区分所有者の代表者

(2) 共同で所有する建築物 共有者全員によって合意された代表者

（補助金額）

第 5 条 補助金の額は、次の表に掲げる額を限度として、補助対象建築物の耐震改修等に要する経費の額に、同表の補助率を乗じて得た額とする。ただし、1 , 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

限度額	補助率
5 1 , 2 0 0 円／㎡以内かつ 1 棟当たり 5 1 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円以内（マンションにあっては、5 0 , 2 0 0 円／㎡以内かつ 1 棟当たり 5 0 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円以内）。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は 8 3 , 8 0 0 円／㎡以内かつ 1 棟当たり 8 3 8 , 0 0 0 , 0 0 0 円以内とする。 建替えを行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分とする。除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用以内かつ除却に要する費用以内とする。	3 0 分の 1 1 （5 , 0 0 0 ㎡を超える部分については 6 0 分の 1 1 ）

なお、住宅（マンションを除く。）にあつては上記 5 1, 2 0 0 円を 3 4, 1 0 0 円、5 1 2, 0 0 0, 0 0 0 円を 3 4 1, 0 0 0, 0 0 0 円と読み替え、ただし書は適用しない。	
---	--

（補助の限度）

第 6 条 補助は、同一の補助対象建築物に対して 1 回を限度とする。

（事前相談）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、補助金の交付申請（以下「交付申請」という。）をする前に、町長に事前相談するものとする。

2 申請者は、前項の事前相談後に補助金交付申請の技術的な内容について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 条第 3 項に規定する所管行政庁に事前に相談するものとする。

（全体設計の承認）

第 8 条 申請者は、当該耐震改修等が複数年度にわたる場合は、交付申請前に、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金全体設計（変更）承認申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。事業費を変更する場合も同様とする。ただし、いずれの場合においても、令和 7 年度を最終年度とする。

（1）案内図

（2）配置図

（3）工程表（年度ごとの出来高が分かるもの）

（4）見積書の写し（年度ごとの出来高が分かるもの）

（5）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、承認することを決定したときは、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金全体設計（変更）承認書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第 9 条 申請者は、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補

助金交付申請書（様式第3号。次項において「申請書」という。）
に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

（１）耐震改修

- ア 建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類（区分
所有建築物にあつては代表者のもの）
- イ 建築確認通知書の写し又は建築年月日を証する書類
- ウ 沿道建築物であることが確認できる書類
- エ 工事に関する設計図書
- オ 補強設計結果報告書の写し（評定書がある場合は概要版）
- カ 補強計画に係る評定書の写し（木造建築物を除く。）
- キ 工事見積書の写し
- ク 工事工程表（概要）
- ケ 代表者承諾書及び共有者全員の同意書（建物の所有者が複
数の場合）
- コ 管理組合の規約及び耐震改修の実施を決議したことを証
する書類（分譲マンションの管理組合の場合）
- サ 法人全部事項証明書（法人の場合）
- シ 土地所有者の承諾書（借地の場合）
- ス その他町長が必要と認める書類

（２）建替え

- ア 建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類（区分
所有建築物にあつては代表者のもの）
- イ 建築確認通知書の写し又は建築年月日を証する書類
- ウ 沿道建築物であることが確認できる書類
- エ 工事に関する設計図書
- オ 耐震診断結果報告書の写し（概要版）
- カ 耐震改修に要する費用を証する書類
- キ 工事見積書の写し
- ク 工事工程表（概要）
- ケ 代表者承諾書及び共有者全員の同意書（建物の所有者が複
数の場合）
- コ 管理組合の規約及び建替えの実施を決議したことを証す
る書類（分譲マンションの管理組合の場合）

- サ 法人全部事項証明書（法人の場合）
- シ 土地所有者の承諾書（借地の場合）
- ス その他町長が必要と認める書類

（３）除却

- ア 建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類（区分所有建築物にあつては代表者のもの）
- イ 建築確認通知書の写し又は建築年月日を証する書類
- ウ 沿道建築物であることが確認できる書類
- エ 工事に関する設計図書
- オ 耐震診断結果報告書の写し（概要版）
- カ 耐震改修に要する費用を証する書類
- キ 工事見積書の写し
- ク 工事工程表（概要）
- ケ 代表者承諾書及び共有者全員の同意書（建物の所有者が複数の場合）
- コ 管理組合の規約及び除却を決議したことを証する書類（分譲マンションの管理組合の場合）
- サ 法人全部事項証明書（法人の場合）
- シ 土地所有者の承諾書（借地の場合）
- ス その他町長が必要と認める書類

- ２ 耐震改修等が複数年度にわたる場合における前条第２項の通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとする年度に交付申請をするものとする。この場合において、あらかじめ申請書及び前項各号に掲げる書類の審査を受けなければならない。
- ３ 申請者は、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第１０条 町長は、前条第１項の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、及び瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金交付決定通知書（様式第４号）又は瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金不交付決定通

知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

（耐震改修の施工）

第12条 補助事業者は、速やかに、耐震改修等の契約を行い、耐震改修等に着手するものとする。

2 前項に規定する契約は、補助金の交付決定前に締結をしてはならない。

3 補助事業者は、耐震改修等に着手したときは、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修着手届（様式第6号）に工事契約書の写し及び工程表を添えて町長に提出するものとする。

（耐震改修の変更）

第13条 補助事業者は、補助金の額に変更が生じない範囲において、次に掲げる耐震改修等の内容を変更しようとするときは、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修変更届出書（様式第7号）により町長に届け出なければならない。

（1）補助の対象となる部分の面積、配置、構造、形状又は仕上げの変更

（2）耐震改修に係る工程の大幅な変更

（3）前2号に掲げるもののほか、申請内容の大幅な変更

2 補助事業者は、耐震改修等の内容を変更する場合において、補助金の額に変更が生じるときは、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修変更申請書（様式第8号）を町長に提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

3 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修変更承認通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（耐震改修の中止）

第14条 補助事業者は、事情により耐震改修等を中止しようとするときは、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修中止届出

書（様式第 10 号）を町長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出があったときは、当該補助事業者が受けた補助金の交付決定については取り消したものとみなす。

（完了届）

第 15 条 補助事業者は、耐震改修等が完了したときは、速やかに、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修完了届（様式第 11 号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）耐震改修

- ア 耐震改修結果報告書
- イ 写真（着手前、中間時及び完了時）
- ウ 耐震改修費用明細書の写し
- エ 耐震改修費用の領収書の写し
- オ その他町長が必要と認める書類

（2）建替え

- ア 建替え結果報告書
- イ 写真（着手前、中間及び完了時）
- ウ 建替え費用明細書の写し
- エ 建替え費用の領収書の写し
- オ その他町長が必要と認める書類

（3）除却

- ア 除却結果報告書
- イ 写真（着手前、中間時及び完了時）
- ウ 除却費用明細書の写し
- エ 除却費用の領収書の写し
- オ その他町長が必要と認める書類

- 2 補助事業者（既に補助金の交付を受けた者を含む。）は、耐震改修等の完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金消費税仕入税額控除報告書（様式第 12 号）により、速やかに、町長に報告しなければならない。この場合において、町長が当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者はこれを納付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 町長は、前条第1項の瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修完了届を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金交付額確定通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第17条 前条の通知を受けた者（以下「補助金額確定者」という。）は、速やかに、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金交付請求書（様式第14号）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第18条 町長は、前条の請求があったときは、遅滞なく、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金額確定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第19条 町長は、補助事業者又は補助金額確定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付が決定されている補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、瑞穂町特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により当該補助事業者又は補助金額確定者に通知するものとする。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）偽りその他の不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（補助金の返還）

第20条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、その全部又は一部について、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（照会）

第21条 町長は、第9条第1項、第13条第2項及び第15条第1項に基づく補助金の交付申請等の審査に当たり、所管行政庁に技術的な内容について意見の照会を行うものとする。

(補則)

第 2 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則(平成 1 8 年規則第 1 1 号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効等)

2 この告示は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日前に、この告示に基づき交付された補助金に係る実績報告、補助金の返還等の手続に関する規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式

5報告-19

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金
担当部署	教育部 教育指導課 指導係
担当者名	田中 暁、加藤 篤士、山本 直輝
現行制度 瑞穂町立学校に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、町が学校行事等に要する経費の全部又は一部を予算の範囲内において補助することにより、保護者負担の軽減を図るとともに学校教育の充実に資することを目的として、平成24年に制定されました。 補助対象行事等は瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱（以下「要綱」）第2条の各号に規定されており、各学校で行う演劇鑑賞教室、校外学習、部活動の大会参加に係る経費、スカイホールを使用した音楽会や合唱コンクールに参加する際のバス代等の保護者が負担すべき費用のうち、要綱第3条別表に規定されている金額を補助しています。	
改正の経緯及び目的 瑞穂町の児童に校外学習の一環として多摩都市モノレールの乗車体験を行います。モノレール乗車体験や車両基地の見学等を行うことで、将来延伸される多摩都市モノレールへの理解を深め、身近に感じてもらうことを目的とします。	
改正の内容 要綱別表（第3条関係）に規定されている第2条第4号のうち、小学校の欄について以下のとおり改正します。 「多摩都市モノレール乗車体験 実費」を加えます。	
規定等 瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱	
補助金額 多摩都市モノレール乗車運賃の全額（上北台から車両基地の最寄り駅を想定）	
実施期間 令和6年1月から実施予定	
その他 児童の引率をする教職員等の係る乗車運賃については、瑞穂町立学校教職員等補助金交付要綱を適用し、交付します。 本事業は、東京都都市整備局の補助事業（1/2補助）の対象となります。	

瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱

平成 24 年 2 月 16 日
告示 第 21 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、瑞穂町立学校（以下「学校」という。）に在籍する児童又は生徒の保護者に対し、町が学校行事等に要する経費の全部又は一部を予算の範囲内において補助することにより、保護者負担の軽減を図るとともに学校教育の充実に資することを目的とする。

（補助対象行事及び対象者）

第 2 条 補助の対象となる行事及び対象となる保護者は、次の各号のいずれかに該当する保護者とする。

- （1）音楽会又は合唱コンクールに出席する児童又は生徒の保護者
- （2）音楽鑑賞会に出席する児童又は生徒の保護者
- （3）演劇鑑賞教室に出席する児童又は生徒の保護者
- （4）校外学習に参加する児童又は生徒の保護者
- （5）心臓検診等の結果、精密検診を受ける児童又は生徒の保護者
- （6）在籍する小学校又は中学校の校長（以下「校長」という。）の許可を受け、町外の音楽会に参加する児童又は生徒の保護者
- （7）中学校の部活動の一環として、各種大会に参加する生徒の保護者

（補助額）

第 3 条 補助金の額は、別表区分の欄に掲げる区分に応じ、補助額の欄に定める額とする。

（校長への権限委任）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の申請、請求及び受領等について、補助金交付申請事務代理人選任届（様式第 1 号）によりその権限を校長に委任するものとする。

（交付申請）

第 5 条 校長は、前条の委任を受けたときは、補助金交付申請書（様式第 2 号）により町長に申請しなければならない。

（交付決定）

第 6 条 町長は、前条の申請を受けたときは、内容を審査の上、補

助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により校長に通知するものとする。

（交付請求）

第7条 校長は、前条の通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（実績報告）

第8条 校長は、補助事業が終了したときは、補助金実績報告書（様式第5号）を町長に提出し、速やかに、精算しなければならない。

2 校長は、第4条に規定する委任した者に対し、速やかに、補助金の使途を報告しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成18年規則第11号）に定めるところによる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、瑞穂町教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月25日告示第140号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に申請された瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日告示第77号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の告示の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年12月6日告示第244号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	補 助 額
第2条第1号	実費
第2条第2号	実費
第2条第3号	実費
第2条第4号	小学校（児童1人当たりの額） 遠足、社会科見学その他の校外学習等 2, 0 0 0 円 東京英語村 2, 5 0 0 円 移動教室 3, 0 0 0 円
	中学校（生徒1人当たりの額） 校外学習（日帰り） 2, 0 0 0 円 宿泊を伴う校外学習 4, 5 0 0 円 修学旅行 1 0, 0 0 0 円
第2条第5号	交通費の実費
第2条第6号	児童及び生徒対外旅費として 西多摩連合音楽会 実費 多摩っ子コンサート 実費
第2条第7号	生徒派遣旅費として 大会参加旅費 実費（部活動の設置単位ごとに1会計年度100万円を上限とする。） 競技参加費として 大会参加費 実費

様式第 1 号(第 4 条関係)

補助金交付申請事務代理人選任届

代 理 人

学 校 名

校 長 名

私の瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付に係る申請、
請求及び受領につき、上記の者を代理人に選任し、その権限を委任し
たので届け出ます。

年 月 日

瑞穂町長 あて

委 任 者

学 校 名

児童・生徒氏名

保護者氏名

(自署)

年 月 日

瑞穂町長 あて

所在地

名 称

代表者

職 氏 名

補助金交付申請書

瑞穂町立学校の行事等保護者負担軽減補助金交付要綱に基づき、
次のとおり交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

一 金

円也

記

- 1 補助金を必要とする理由
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書
- 4 その他

文 書 番 号

年 月 日

様

瑞穂町長



補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました瑞穂町立

学校の行事等保護者負担軽減補助金については、下記のとおり

決定しましたので通知します。

記

1 対象事業名

2 補助金の額 円

年 月 日

瑞穂町長 あて

所在地

名 称

代表者
職 氏 名

印

補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け 第 号をもって、交付決定の
通知を受けた補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 対象事業名

2 補助金請求額 円

年 月 日

瑞穂町長 あて

所在地

名 称

代表者
職氏名

補 助 金 実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号をもって、交付決定の通知

を受けた補助金に係る実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の成果
- 3 事業報告書（別紙添付）
- 4 収支決算書（別紙添付）